



# News Letter

夏目弁護士は、お付き合いいただいている皆様に向けて、定期的にニュースレターとして送りさせていただいております。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、セミナーの案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします。ホームページや微信でも定期的に情報発信をさせていただいておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

## 【目次】

1. ニュースレター発刊のご挨拶
2. 法改正情報 遺産分割『前』の相続預金の払戻し制度
3. 時流予測 日中間経済情勢予測  
日中ビジネスコンサルティングに関するサービス
4. 事務所情報 中国ビジネスに取り組む企業向け日中法務Zoomセミナーを共催
5. 弁護士紹介

## 【ニュースレター発刊のご挨拶】

皆さま、明けましておめでとうございます。

本年から新たな取り組みとしてニュースレターで様々な情報を発信させていただきたいと考えております。今回はその第1弾となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 夏目武志

我が家には高1の息子がおり、以前は将来建築士になりたいと言っていたのですが、高校入学後、弁護士に興味があると言い始めるようになりました。「ブラック校則」という言葉がありますが、息子が中3のときに「4時禁」という校則の改正を提起して校長先生が認めて下さったということがありました。それがNHKなどに取り上げられてテレビで報道されたということがあり、そのような体験も進路を考えるきっかけになったようです。私自身も中学時代に丸刈りの校則を廃止して欲しいと生徒会で全校集会を開いたという体験があり、親子で血は争えないのかなと思ったりします。

私は子供は自分が興味のある道に進めば良いという主義ですので、子供の進路について口出しをしたことはありませんが、父親として、背中で語ることでできるような仕事を着実に積み重ねていきたいと思いを新たにしているところです。本年も引き続きよろしくお願いいたします。

謹白



日本サイト



微信



# News Letter

## 【法改正情報】

### これは便利！遺産分割「前」でも相続預金の払戻しができます (日本の民法改正)

平成30年7月の民法改正により「遺産分割『前』の相続預金の払戻し制度」が設けられ、2019年7月1日から施行されています。とても便利な制度ですが、まだまだご存じでない方も多いように思いますので、簡単に紹介をさせていただきます。

銀行口座の名義人が死亡すると、遺産分割が終了するまで相続人単独では預金の払い戻しを受けられないことがあります。遺産分割には時間がかかることもあるため、非常に不便でした。

そこで、遺産分割終了前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払い等で必要な場合に、一定額について相続預金の払戻しを受けられるように民法が改正されました。

単独で払戻しができる額は、相続開始時の預金額×1/3×法定相続分です。ただし、同一の金融機関からの払戻しは150万円が上限になります。

たとえば、相続人が息子と娘の2名で、預金額300万円という場合、息子や娘が払戻しできる金額は、 $300万円 \times 1/3 \times 1/2 = 50万円$ ずつということになります。

## 【時流予測】

### 日中間経済情勢予測

私は、コロナ渦において、日本と中国の経済的関係は、お互いにますます存在感を増すと予測しています。

昨年、日本国内において、コロナの特需で売れた製品の8割が中国製でした。日本経済にとっての中国の存在感の大きさが改めて示される形となっています。

コロナ特需で売れた製品の8割が中国製であったということは、それが経済的に合理的であったことを物語っています。具体的には、コロナ渦での特需に応えるスピード感、品質、価格といった点で、中国製がそのニーズを満たしていたからこそ、このような結果が出たといえます。

確かに、中国の企業は時流の変化に柔軟で、儲かると思えば迅速かつ的確に対応を行うことに長けた傾向があり、商売が上手です。私はかつて上海で地下鉄の出口を出た時に、にわか雨に遭遇したのですが、地下鉄の出口で傘を少し高く売っている人を目にして、日本では見かけない光景に舌を巻いたものです。

コロナの感染コントロールに関しても、中国は感染者が少しでも出ると数百万



日本サイト



微信



# News Letter

人の全市民に対し一斉にPCR検査を実施し、躊躇なくロックダウンを実施するなど、非常時におけるトップダウン方式の強みをフルに活かして感染拡大を防止しています。そのため、相対的に他の国よりも経済回復に向けた環境が勝っているといえます。2020年のGDPの成長予測でもユーロ圏-9.1%、米国-6.1%、日本-5.2%となっている中で中国は+1.8%となっており、今後、中国はコロナからの景気回復の牽引者として重要な役割を担うものと考えられます。

日本と中国はこれまでに貿易実績も多く、既存のパイプを活かして、互いに勝手をよく知る中で迅速に新たな商売をやりやすいのだと思います。逆に、他の振興国で新規ルートを開拓するのは、人の移動が制限されている中では困難です。

さらに、中国と米国の貿易摩擦は容易に収束が見通せず、その流れの中で中国政府が対日貿易を重視した動きを取り、ビジネス環境面にもプラスの作用がもたらされることが考えられます。

以上のようなことから、私はコロナ影響下の経済においても、日中の関係はより密接かつ重要なものになると予測しています。

## 日中ビジネスコンサルティングに関するサービス



一般に、海外の企業と貿易取引を行う場合には、まず、対象企業に対する信用調査が必要です。

中国企業の場合「国家企業信用情報公示システム（国家企业信用信息公示系统）」というサイトで、無料で企業の基本情報を調べることができますので、是非ご活用下さい。

「中国語の入力ができないから検索ができない！」という方は、当事務所にて無料でお手伝いをさせていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



日本サイト



微信

名古屋第一法律事務所  
日本法園坂律师事务所大连代表处  
夏目武志

電話：052-211-2236（日本） 0411-3960-3101（中国）



## 【事務所情報】

### 中国ビジネスに取り組む企業向け日中法務Zoomセミナーを共催しました

新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインセミナーを共催しました。おかげさまで約46名の参加者がありました。ご参加いただいた方々に心よりお礼申し上げます。

タイトルは「中国ビジネスに取り組む企業のための日中両国の弁護士が教える新型コロナ影響下の人事・労務のポイント」で、中国への海外出張命令の可否、及び従業員が感染した場合の問題において、安全配慮義務違反になるか労災になるか等についてお話させていただきました。

新型コロナ影響下であらゆる企業が大きな影響を受けている中、今、企業の皆様が関心を持たれているであろう事項につき、タイムリーな情報をご提供する一助になったのではないかと考えております。

### 京都銀行共催セミナーで触れた題材の骨子

- ・中国への出張命令の可否
- ・日本人の総経理や社員をコロナ渦で中国に海外出張させても法的に問題ないか。

(答) 「業務上の必要性」および「社会的相当性」があればOK。「労働者の生命や身体に対して労働契約上予想されない危険をもたらす」ような場合は社会的相当性が否定される。

- ・従業員がコロナに感染した場合に安全配慮義務違反になるか

(答) 「予見可能性」の有無と「結果回避義務」を尽くしたか否かが問われる。

- ・従業員がコロナに感染した場合に労災になるか

(答) 「感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合」または「複数の感染者が確認された労働環境下での業務もしくは顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務に当たっていた場合」に個別判断により、労災認定がなされる可能性がある。

海外出張労働者については「出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合」には、「出張業務に内在する危険が具体化したものか否か」が個別事案に即して判断される。



日本サイト



微信



## 【弁護士紹介】



### 弁護士 夏目武志

使用言語：日本語・中国語

1999年03月 中央大学 卒業  
2000年11月 司法試験 合格  
2002年09月 司法研修所（岐阜地方裁判所配属） 修了  
2002年10月 弁護士登録 名古屋第一法律事務所 入所  
2014年04月 日本法圓坂律師事務所大連代表处  
第4代首席代表 就任  
2015年04月 愛知県弁護士会国際委員会 入会

### 日本国内の業務・活動

日本国内の業務では、多くの中小企業の顧問として、中小企業が日常的に抱える各種問題に対し、いつでも気軽に相談できる身近な存在として、迅速できめ細かい対応を心掛けています。2004年に愛知中小企業家同友会に入会し、2012年には名古屋第一青年同友会会長を務めました。

### 中国関連の業務・活動

中国関連の業務では、2014年に日本法圓坂律師事務所大連代表处第4代首席代表に就任し、在瀋陽日本国総領事館在大連領事事務所や大連日本商工会、中国に進出している日系企業の顧問を務めるほか、日本企業に対する中国法全般のサービスを提供しています。また、最近は中国の企業や個人からの依頼も増えてきて、日本法に関する各種情報のご提供や日本での訴訟代理など様々な業務を取り扱っています。



日本サイト



微信

名古屋第一法律事務所  
日本法圓坂律師事務所大連代表处  
夏目武志

電話：052-211-2236（日本） 0411-3960-3101（中国）